

大阪市火災予防条例の解説(51)

今月号は、大阪市火災予防条例第32条の2第2項第7号から10号までについて解説する。

【共通する基準】

第32条の2

(省略)第1項については、前々回を参照

2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ～(省略)前回を参照
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること
- (8) 危険物を取り扱うに当たつて静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設

(9) けること
危険物を取り扱う配管は、次に
よること

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の二・五倍以上の圧力で水圧試験その他の方法において漏えい等の異常がないものであること

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること

ウ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けおそれのない場所に設置されるときは、この限りでない。

工 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものであるときは、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分(溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。)について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができ、措置を講ずること

カ 配管を地下に設置する場合は、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること

(10) アセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有する危険物を貯蔵し、又は

取り扱う設備には、燃焼性混合気体の生成による爆発を防止するため不活性の気体又は水蒸気を封入する措置を講ずるとともに、当該設備は、銅、マグネシウム、銀及び水銀又はこれらを成分とする合金で造らないこと

解説及び運用

第7号

危険物の貯蔵及び取扱いに伴い、可燃性の蒸気が発生し、又は滞留するおそれのある場所に設ける電気設備については、これが火源となることがないように本号が規定されている。「電気工作物に係る法令」とは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年